

○吹田市特別職報酬等審議会規則

昭和41年1月10日規則第4号

吹田市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員（以下「特別職職員」という。）に対する給料の額に関する事項
- (2) 議員及び特別職職員に対する期末手当に関する事項
- (3) 特別職職員に対する地域手当に関する事項
- (4) 特別職職員に対する退職手当に関する事項
- (5) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに非常勤の監査委員に対する報酬の額に関する事項
- (6) 議員に対する議員報酬の額に関する事項
- (7) 議会における会派等に対する政務活動費の額に関する事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市内の事業者及び市内の公共的団体等の代表者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、総務部人事室において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。